

告示 第600号

令和6年5月7日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

児童クラブで使用するインターネット回線（Wi-Fi）の提供（その1）に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

児童クラブで使用するインターネット回線（Wi-Fi）の提供（その1）に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務の概要

専用施設等の児童クラブにおいて、利用児童がタブレット端末で学習する際に使用するインターネット回線（Wi-Fi）を提供するもの

(2) 履行場所

鹿児島市が設置する児童クラブ122か所（専用施設等）

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年10月31日まで

準備期間 契約締結の日から令和6年6月30日まで

履行期間 令和6年7月1日から令和9年10月31日まで（40月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) この公告の日（以下「公告日」という。）以後の期間において、鹿児島市業務委託等有

資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 公告日において、納期の到来している市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 契約後、この業務を処理できる経営の状況にあること。
- (9) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。
- (10) 鹿児島市内に事務所又は営業所を有し、かつ、保守拠点を有していること。

3 入札参加希望の申請方法等

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに持参のうえ市長に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。鹿児島市業務委託等入札参加業者名簿に登録されている業者はイからエまでの提出を省略することができる。また、受託候補者が鹿児島市業務委託等入札参加業者名簿に登録されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）を提出すること。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められた者でなければ、本入札に参加することができない。

ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1）

イ 商業登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）

ウ 本市が発行する市税に滞納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。本市で市税に滞納がないことの証明書が発行されない場合は、主たる事業所等が所在する市区町村発行の納税証明書。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類）

エ 暴力団排除に関する誓約書（様式第2）

オ 電気通信事業法に定める登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者であることを明らかにする書類（写し可）

カ 機能等証明書（様式第3）

キ 実行速度確認書（様式第4）

(2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出された申請書等は、返却しない。

4 申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

公告日から令和6年5月16日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付及び受付場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市こども未来局こども政策課（鹿児島市役所本館3階）

電話 099-216-1259

ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

(4) 提出部数

各1部

(5) その他

交付する用紙は、全て本市ホームページにおいて入手することができる。

5 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和6年5月21日（火）までに通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から土曜日及び日曜日を除く1日以内に市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、4の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) (2)の説明を求められたときは、説明を求められた日から土曜日及び日曜日を除く2日以内に書面により回答する。

6 仕様書の閲覧等及び質疑応答

(1) 本業務の仕様書（以下「仕様書」という。）は、公告日から令和6年5月24日（金）までの間、鹿児島市こども未来局こども政策課（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）及び本市ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書（様式第5）に質問事項を記載し、電子メ

ールの送信により行わなければならない。

ア 受付期間及び受付時間

公告日から令和6年5月10日（金）午後5時15分まで

イ 受付電子メールアドレス

kodo-ikusei@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

- (3) (2)の質問とそれに対する回答は、質問を受け付けた日から3日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に本市ホームページ上に掲載し、その期間は掲載の日から令和6年5月24日（金）までとする。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年5月27日（月）午前10時

(2) 場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所本館3階302会議室

- (3) 入札参加者は、入札前に入札参加資格を有することの確認通知書の写しを担当職員に掲示しなければならない。

9 入札方法

- (1) 郵送及びファックスによる入札は、認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、3回までとする。

10 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

1 1 最低制限価格

設定しない。

1 2 開札の日時及び場所

即時開札

1 3 入札の無効等について

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2 以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額を訂正した入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度の入札において、入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、再度の入札に参加できないものとする。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。

1 5 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

1 6 予算の減額又は削除に伴う解除等

この入札は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、市の歳入歳出予算の当該金額について減額

又は削除があった場合は、市は、本契約を変更又は解除することができる。なお、この変更又は解除に伴い損害が生じたときは、市は損害賠償の責めを負うものとする。

17 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市子ども未来局子ども政策課放課後児童育成係

電話 099-216-1259